

令和2年

第11回八頭町議会定例会

提 案 理 由 書

令和2年12月10日

議案第150号
町道の路線認定について

下門尾堀越線は、県との協議に伴い、一般県道河原郡家線の一部を町道に移管するもので、集落間を結ぶ重要な幹線路線で、町道として認定することがふさわしい路線であると判断しております。

認定延長1,126.5メートルで、幅員は4.6メートルから10.8メートルであります。

議案第151号
町道の路線変更について

宮谷下門尾線の一部を県道へ移管することにより、終点の変更を行うものです。

変更後の路線延長は、642.0メートル、幅員は、2.3メートルから16.4メートルであります。

議案第152号
財産の貸付について（米粉製粉機ほか）

町内産米の消費拡大を図るため、導入いたしております米粉製粉機等を引き続き、八頭郡八頭町大坪73番地2 有限会社こおげ農業開発センター 代表取締役 滝田常生氏を指名し、貸付を行おうとするものです。

貸付機械の種類及び数量は、米粉製粉機、振動ふるい機、シーラー、計量機、エアコン、各1台で、設置場所につきましては、鳥取いなば農業協同組合郡家支店ライスセンター内です。

貸付の方式は、無償貸付で、貸付期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

議案第153号
鳥取県町村総合事務組合規約の変更について

令和3年度から県内各町村での消防団員退職報償金支給事業及び消防

賞じゅつ金授与事業が、鳥取県町村総合事務組合の共同処理事務に加えられることにより、この度、規約の変更をするものです。

議案第154号

八頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について

今回の条例の廃止は、令和3年度から、消防賞じゅつ金授与事業が鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に加えられるため、「八頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例」を廃止するものです。

議案第155号

八頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について

今回の条例の廃止は、議案第154号と同様に令和3年度から、消防団員退職報償金支給事業が鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に加えられるため、「八頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」を廃止するものです。

議案第156号

八頭町議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について

今回、制定しようとする条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布、12月12日施行）の施行に伴い、町議会議員及び長の選挙において、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、「選挙運動用ポスターの作成」の3点を選挙公営の対象とすることが可能となったことから新たに条例を定めようとするものです。

議案第157号

八頭町印鑑条例の一部改正について

今回の改正は、証明書コンビニ交付システム導入に伴い、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて印鑑登録証明書を多機能端末機により申請・交付できる方法を追加しようとするものです。

議案第158号

八頭町手数料徴収条例の一部改正について

今回の改正は、コンビニ交付システム導入に伴い、多機能端末機により交付する住民票、印鑑登録証明書、納税証明書等の各種証明書について、新たに手数料を定めようとするものです。

議案第159号

やすミニSL博物館条例の一部改正について

「やすミニSL博物館」につきましては、平成29年4月の開館当初から町が直接管理運営を行っておりますが、この度、民間活力によるサービス向上や管理運営の効率化を目的に、指定管理者制度による運営管理へ移行するため、「やすミニSL博物館条例」の一部を改正しようとするものです。

改正の概要としましては、指定管理者制度への移行に伴う条文の改廃、ミニSL博物館の地番変更、施設利用料の改正です。

議案第160号

八頭町介護保険条例の一部改正について

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、延滞金計算の特例規定を改正いたそうとするものです。

これまで、銀行の短期貸出金利を基とする「特例基準割合」を用いて、本来の延滞金計算のほか、納税猶予や納期限延長の際の延滞金にこの「特例基準割合」が使われておりました。――

この度の改正により、延滞金計算とその他の場合の延滞金は利率が変更となり、また、名称も「延滞金特例基準割合」に変更されます。

議案第161号

八頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

今回の改正は、地方税法の改正に伴う延滞金規定の改正のほか、還付加算金規定について改正を行うものです。

延滞金規定の改正につきましては、先ほど説明いたしました議案第160号の介護保険条例と同様であります。

還付加算金の規定につきましては、今回の地方税法改正では、還付加算金特例基準割合となり、同様に改正する必要がありますが、地方税法の規定により計算されることが上位法の「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められており、改めて条例で定める必要はないとしているところで、条文内容を地方税法により計算される旨の表記とし、附則に定める特例規定については、削除いたします。

議案第162号～議案第168号

指定管理者の指定について

提案いたします7施設のうち6施設につきましては、現在、協定に基づきまして、平成30年4月1日から、令和3年3月31日までの3年間、管理をしていただいているところですが、本年度末の指定期間の満了に伴い、今回、新たに指定管理者の指定と併せて、指定期間を定めようとするものであります。

また、やすミニSL博物館につきましては、新たに指定管理をしていただこうとするものです。

この度、7施設の内、船岡竹林公園、やすミニSL博物館及び下私都農産物加工施設を公募とし、八東フルーツ総合センター、やまめ供給施設、大門体験農園、ぶらっとぴあ・やすにつきましては、引き続き指名といたしました。

公募につきましては、9月11日～29日まで募集要項を公開し、行政無線、町報での周知を行い、また、応募書類の受付を10月15日までとし、結果としまして、船岡竹林公園、やすミニSL博物館及び下私都農産物加工施設の指定管理者について、各々1団体から応募がありました。

また、指名といたしました4施設につきましては、8月4日付

で、次期 3 年間の指定管理者として指名する旨の報告と合わせまして、指定管理者指定申請書の提出をお願いし、それぞれ 10 月 15 日までに提出いただいたところです。

7 施設の指定管理者を選定につきましては、10 月 27 日選定委員会を開催し、公募いたしました 3 施設に、指定管理に係るプレゼンテーションを行っていただき、指名の施設 4 施設を含め、選定基準表に基づき、公募、指名した 7 施設につきまして、選定を行っております。

議案第 162 号

船岡竹林公園の指定管理者の指定について

施設の名称は、船岡竹林公園です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町安井宿 1093 番地 株式会社遠藤農園 代表取締役 小山由香氏で、指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

議案第 163 号

やすミニ SL 博物館の指定管理者の指定について

施設の名称は、やすミニ SL 博物館です。

今回、新たに指定管理者の指定をする施設であります。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町西谷 295 番地 若桜線 SL 遺産保存会 会長 山根 徹氏で、指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

議案第 164 号

八東フルーツ総合センターの指定管理者の指定について

施設の名称は、八東フルーツ総合センターです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町徳丸

625番地 八東地域振興株式会社 代表取締役 寺坂健治氏で、
指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの
3年間です。

議案第165号
やまめ供給施設の指定管理者の指定について

施設の名称は、やまめ供給施設です。
指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町福地1
56番地 私都養殖漁業生産組合 組合長 岡垣健児氏で、指定
の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年
間です。

議案第166号
大門体験農園の指定管理者の指定について

施設の名称は、大門体験農園です。
指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町大門3
89番地1 物産館みかど 会長 棟尾純一氏で、指定の期間は、
令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

議案第167号
下私都農産物加工施設の指定管理者の指定について

施設の名称は、下私都農産物加工施設であります。
指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町大坪
73番地2 有限会社こおげ農業開発センター 代表取締役 滝
田常生氏で、指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月
31日までの3年間です。

議案第168号
ぶらっとぴあ・やすの指定管理者の指定について

施設の名称は、ぶらっとぴあ・やすです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町郡家648番地6 八頭町観光協会 会長 本田陽二氏で、指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

議案第169号

令和2年度八頭町一般会計補正予算（第10号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,906万円を追加しようとするものです。

歳入では、自立支援給付費等国庫負担金、1,250万円、障がい児通所給付費等国庫負担金、1,000万円、道路メンテナンス事業補助金、1,518万円、町債として小規模橋梁改良事業債、810万円等を増額しております。減額分につきましては、多面的機能支払交付金推進事業費県補助金、453万円余、地籍調査費県補助金、3,751万円余等であります。

歳出では、集落公民館等修繕補助金、288万円余、自立支援事業扶助費、2,500万円、障がい児通所給付費、2,000万円、小規模橋梁工事請負費、3,300万円等を増額し、地籍調査委託料、4,437万円余、タブレットPC購入費、513万円余等を減額しております。

議案第170号

令和2年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万1千円を追加しようとするものです。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分として、国民健康保険税、182万円余を減額し、減額分を国庫補助金（災害等臨時特別補助金）と県特別調整交付金で補填調整しております。また、保険基盤安定繰入金額の確定とシステム改修に伴う一般会計繰入金、437万円余を追加しました。

歳出では、税制改正に伴い総務費システム改修費、92万円余を計上し

ております。

議案第 171 号

令和 2 年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

歳出では、簡易水道施設の一般管理費（修繕料）、660万円余を追加し、予備費で収支の調整をいたしております。

議案第 172 号

令和 2 年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

歳出では、公共下水道事業の一般管理費（消費税）、320万円余を追加し、予備費で収支の調整をいたしております。

議案第 173 号

令和 2 年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

歳出では、農業集落排水事業の一般管理費（消費税）、85万円余を追加し、予備費で収支の調整をいたしております。

議案第 174 号

令和 2 年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,422 万 3 千円を追加しようとするものです。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置分の保険料（16万円余）減額し、国庫補助金での補填分として同額の（16万円余）を計上しております。また、介護給付費の増額に伴う国・県支出金等の増額分として、2,644万円、一般会計からの繰入金は、事務費等の追加分を含め、573万円余等を計上しております。

歳出の主なものは、保険給付費の居宅介護サービス給付費、2,400万円、施設介護サービス給付費、2,800万円、地域密着型介護予防サービス給付費、350万円、高額介護サービス費、450万円を追加し、地域密着型介護サービス給付費、2,000万円を減額しております。

議案第175号

令和2年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ51万1千円を減額しようとするものです。

歳入では、一般会計からの保険基盤安定繰入金、143万円余を減額し、繰越金、79万円余を追加しております。

歳出では、総務費システム改修費として、62万円余を追加し、広域連合負担金、193万円余を減額しております。